

議案第8号

大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部改正について

大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成24年3月2日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、学校医等に係る報酬額の見直し等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例

大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大口村条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

体育指導委員	年額 61,000円	〃
学校医	年額＝固定額＋人数割額 固定額 内科医 431,200円 歯科医、眼科医及び耳鼻科医 245,000円 人数割額（児童生徒1人当たり） 内科医、眼科医及び耳鼻科医 990円 歯科医 1,230円	〃
保育園嘱託医	年額＝固定額＋人数割額 固定額 内科医 431,200円 歯科医 245,000円 人数割額（園児1人当たり） 内科医 990円 歯科医 1,230円	〃
学校薬剤師	月額 13,000円	〃

」

を

「

スポーツ推進委員	年額 61,000円	〃
学校医	年額＝固定額＋人数割額 固定額 内科医 431,200円 歯科医、眼科医及び耳鼻科医 245,000円 人数割額(児童生徒1人当たり) 内科医、眼科医及び耳鼻科医 990円 歯科医 990円	〃
保育園嘱託医	年額＝固定額＋人数割額 固定額 内科医 431,200円 歯科医 245,000円 人数割額(園児1人当たり) 内科医 990円 歯科医 990円	〃
学校薬剤師	月額 13,000円	〃
産業医	月額 50,000円	〃

」

に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新		
別表（第2条、第5条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額
略	略	略
スポーツ推進委員	年額 <u>61,000円</u>	//
学校医	年額＝固定額＋人数割額 固定額 内科医 <u>431,200円</u> 歯科医、眼科医及び耳鼻科医 <u>245,000円</u> 人数割額（児童生徒1人当たり） 内科医、眼科医及び耳鼻科医 <u>990円</u> 歯科医 <u>990円</u>	//
保育園嘱託医	年額＝固定額＋人数割額 固定額 内科医 <u>431,200円</u> 歯科医 <u>245,000円</u> 人数割額（園児1人当たり） 内科医 <u>990円</u> 歯科医 <u>990円</u>	//
学校薬剤師	月額 <u>13,000円</u>	//
産業医	月額 <u>50,000円</u>	//
略	略	略

備考 選挙長、投票管理者、期日前投票管理者、開票管理者、投票立会人、期日前投票立会人、開票立会人及び選挙立会人の報酬については、これらの者の勤務時間が、その職に就いた選挙の投票、開票又は選挙会の時間に満たないときは、この表に定める報酬の額の範囲内で勤務時間を考慮し、町長が定める額とする。

旧

別表（第2条、第5条関係）

区分	報酬の額	旅費の額
略	略	略
体育指導委員	年額 <u>61,000円</u>	//
学校医	年額＝固定額＋人数割額 固定額 内科医 <u>431,200円</u> 歯科医、眼科医及び耳鼻科医 <u>245,000円</u> 人数割額（児童生徒1人当たり） 内科医、眼科医及び耳鼻科医 <u>990円</u> 歯科医 <u>1,230円</u>	//
保育園嘱託医	年額＝固定額＋人数割額 固定額 内科医 <u>431,200円</u> 歯科医 <u>245,000円</u> 人数割額（園児1人当たり） 内科医 <u>990円</u> 歯科医 <u>1,230円</u>	//
学校薬剤師	月額 <u>13,000円</u>	//
略	略	略

備考 選挙長、投票管理者、期日前投票管理者、開票管理者、投票立会人、期日前投票立会人、開票立会人及び選挙立会人の報酬については、これらの者の勤務時間が、その職に就いた選挙の投票、開票又は選挙会の時間に満たないときは、この表に定める報酬の額の範囲内で勤務時間を考慮し、町長が定める額とする。